

事務連絡
平成25年1月25日

鹿児島県国民健康保険団体連合会事務局 御中

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課国保指導室

疑義解釈資料の送付について

のことについて、厚生労働省保険局医療課から事務連絡がありましたので、別添のとおり送付します。



事務連絡
平成25年1月24日

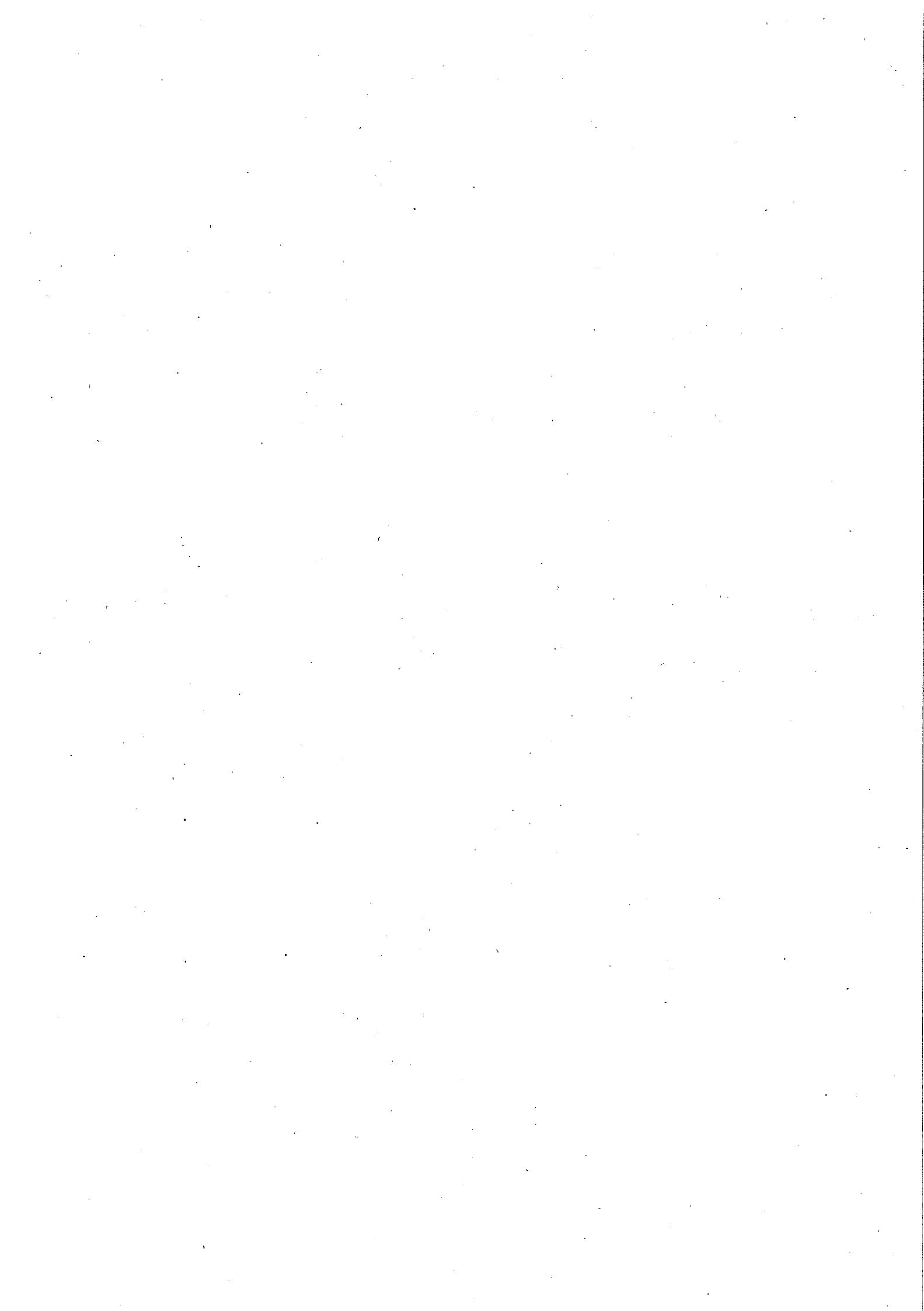
地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その11）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）等により、平成24年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添2のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。



医科診療報酬点数表関係

【検査】

(問1) D208心電図検査の5 加算平均心電図による心室遅延電位測定の通知に、「当該検査の実施に当たり行った他の心電図検査は、別に算定できない。」とあるが、「他の心電図検査」とは具体的に何が該当するのか。

(答) D208心電図検査からD211トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査までが該当する。

【注射】

(問2) 外来化学療法加算Aの留意事項通知に「添付文書の「警告」もしくは「重要な基本的注意」欄に、「緊急時に十分対応できる医療施設及び医師のもとで使用すること」又は「infusion reaction又はアナフィラキシーショック等が発現する可能性があるため患者の状態を十分に観察すること」等の趣旨が明記されている抗悪性腫瘍剤又はモノクローナル抗体製剤などヒトの細胞を規定する分子を特異的に阻害する分子標的薬を、G000皮内、皮下及び筋肉内注射以外により投与した場合に算定する。」とあるが、添付文書に上記趣旨が明記されている分子標的薬をG000皮内、皮下及び筋肉内注射により投与した場合は、外来化学療法加算を算定できないと解してよろしいか。

(答) そのとおり。
「エンブレル」、「ヒュミラ」、「シンポニー」が該当する。

【手術】

(問3) 同一指の2カ所にK073関節内骨折観血的手術の「3」中の指（手、足）を実施した場合は、手術の留意事項通知の通則「16 同一手術野又は同一病巣における算定方法」(4)のアに示されているとおり各々の骨又は関節について算定できることとなるが、K073-2関節鏡下関節内骨折観血的手術の「3」中の指（手、足）を実施した場合は、主たるもののみの算定となるのか。

(答) そのとおり。

(問4) K142脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）の注に「椎間又は椎弓が併せて2以上の場合には、1椎間又は1椎弓を増すごとに、その術式ごとにそれぞれ所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。」とあるが、第10胸椎～第12胸椎の後方固定と第11胸椎の椎弓切除を施行した場合、K142脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）のうち、下記の①、②及び③を合算した点数を算定してよろしいか。

- ①「2」後方又は後側方固定の所定点数
- ②「2」後方又は後側方固定の所定点数
- ③「5」椎弓切除の所定点数の100分の50に相当する点数

(答) K142脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）のうち、下記①、②及び③を合算した点数を算定する。
所定点数を算定することができるのは、主たる手術として1つのみである。

- ①「2」後方又は後側方固定の所定点数
- ②「2」後方又は後側方固定の所定点数の100分の50に相当する点数
- ③「5」椎弓切除の所定点数の100分の50に相当する点数

(問5) 内シャントの血栓を直視下で除去した場合、どの項目を算定するのか。

(答) K608-3内シャント血栓除去術を算定する。

(問6) 複数手術に係る費用の特例において、同一手術野又は同一病巣につき、K719-2腹腔鏡下結腸切除術と別表第一に定められている手術を行った場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術の所定点数の100分の50に相当する点数を算定することとなるが、K719-3腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除を同一手術野又は同一病巣において他の手術と併施した場合は、どのように算定するのか。

(答) 主たるもののみの算定となる。

(問7) K781経尿道的尿路結石除去術の通知に、「腎結石症、腎孟結石症又は尿管結石症に対して経尿道的に内視鏡を腎、腎孟又は尿管内に挿入し、電気水圧衝撃波、弹性衝撃波、超音波又はレーザー等により結石を破碎し、バスケットワイヤーカテーテル等を用いて摘出する場合に算定する。」とあるが、レーザー等により細かく破碎し、結果的にバスケットワイヤーカテーテル等を用いず手術を終了した場合は、どの項目を準用するのか。

(答) K781経尿道的尿路結石除去術に準じて算定する。

ただし、後日、バスケットワイヤーカテーテル等を用いて結石の摘出のみを行った場合は、一連の診療行為であることから、当該手技料を別に算定することはできない。

(問8) 先進医療の自家液化窒素処理骨移植を実施した場合、その際の骨を採取する手技料等（K053骨悪性腫瘍手術等）は先進医療に含まれず、保険請求はできるのか。

(答) そのとおり。

【病理診断】

(問9) N004細胞診の注の液状化検体細胞診加算の通知に「採取と同時に作製された標本に基づいた診断の結果、再検が必要と判断され、固定保存液に回収した検体から再度標本を作製し、診断を行った場合に限り算定できる。採取と同時に行った場合は算定できない。」とあるが、この「採取」とは、どの項目を示しているのか。

(答) 採取とは、医科点数表のどの項目を算定するかに関わらず、患者から検体としての細胞をとることをいう。

その他

【保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント提供】

(問) 保険薬局における調剤一部負担金に対するポイント付与に関して、平成24年10月1日より、専らポイントの付与及びその還元を目的とするポイントカードについては、ポイント付与を認めないことが原則とされているが、現在においても従前と同様に1%程度のポイント付与を行っている事例について、どのように指導すれば良いか。

(「保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年9月14日保医発0914第1号)、「保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント提供についての留意事項」(平成24年9月14日事務連絡) 関係)

(答) 当該事例については、保険薬局に対し、今般の調剤一部負担金に対するポイント付与の原則禁止の趣旨について理解を得るよう努めていただきたい。

また、平成24年9月14日付け事務連絡で示しているとおり、クレジットカードや、一定の汎用性のある電子マネーによる調剤一部負担金の支払いに生じるポイントの付与の取扱いの検討を行うまでの間は、経済上の利益の提供による誘引につながっていると思われる事例等への指導を中心に行っていただきたい。

具体的には、例えば、

- ・ ポイント付与を行っている旨の宣伝、広告を行っている事例
- ・ 特定の曜日などに限りポイント付与率を上げている事例

などへの指導を中心としていただきたい。